

第 150 号 (2018 年 8 月)

■ 特 集

- ◆ 外資ネガティブリストの改訂と手続き簡素化の現状
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部…………… 1

■ 経 済

- ◆ 対中直接投資の戦略分野
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部…………… 9

■ 人民元レポート

- ◆ 米中貿易摩擦について
MUFG バンク (中国) 中国金融市場部…………… 15

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国、自動車完成車および部品の輸入関税率を大幅引き下げ
KPMG 中国…………… 24
- ◆ 法務：法的視点からみた中国での企業移転における環境保護問題
——化学工業企業の例を中心に
北京市金杜法律事務所…………… 27

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「外資ネガティブリストの改訂と手続き簡素化の現状」

- ◇2018 年に入って、中国では外資を制限・禁止するネガティブリストの改定（全国版・自由貿易試験区版）、外資企業の設立手続きの簡素化等、外資参入を促進する政策が次々に発表されている。
- ◇ネガティブリストの業種・分野への投資には、发展改革部門によるプロジェクトの審査・認可と商務部門による企業設立の審査・認可を要するが、1 年ぶりの改訂で全国版は 63 項目から 48 項目に、自由貿易試験区版は 95 項目から 45 項目にリスト掲載項目が削減された。
- ◇外商投資企業の設立手続きについては、商務部門の届出手続きと工商部門の登記手続きの統合により設立・開業までの平均所要期間を 20 日から 8.5 日に、工場建設時の許可手続きの簡素化により手続きの平均所要期間を 200 日以上から 120 日に短縮することが地方政府に指示され、また特定業種・分野の設立登記前の許可取得事項の大幅削減も図られている。

経 済 「対中直接投資の戦略分野」

- ◇日本企業の対中直接投資は、対中投資上位国のアメリカ、アセアン、イギリス等に比べ製造業比率が突出して高いのが特徴。我が国製造業の対中進出は早い段階で事業基盤を形成し、中国の経済成長に伴い新たな投資を呼び込むサイクルを構築。加えて、産業集積、経営ノウハウの蓄積が進んだことで製造業に偏重する状況が続いている。
- ◇一方、中国の最近の経済成長を業種別に見ると、最も成長率が高いのは不動産業、次いで「その他サービス業」（企業向けサービス、医療・福祉サービス、個人向けサービス）。「その他サービス業」は経済成長に伴い最も伸びる業種で、日本やアメリカではこの比率が高い産業構造にある。
- ◇サービス業には言語や文化の壁があり中小企業保護のため政府規制もあるものの、「その他サービス業」は中国経済の成熟化に伴い高い伸びが期待できる分野で、日本には競争力の高い多くの企業が存在するため、業態によっては今後中国で事業展開、拡大が見込める企業もあるのではないかと見られる。

人民元レポート 「米中貿易摩擦について」

- ◇米中貿易摩擦を発端に人民元は対ドルで大きく下落しているが、実効ベースでは 2017 年末の水準に止まっている。年内のドル人民元は 6.40~6.95 の広いレンジの中、レンジ下方に向けて再度下落するとの予想が中国国内の大勢。現状パニック的な資本流出の動きは見られず、今後も 2015~2016 年のような資本流出リスクは低いと見られ、具体化しても窓口規制の強化でコントロール可能と見られる。
- ◇中国はかつての日米貿易摩擦が日本の長期低成長に繋がったことに鑑み、同様の道を辿らない為に、①自国通貨の過度な上昇、②不動産バブルの誘発に特に注意し、貿易摩擦が長期化した場合は輸出モデルではなく内需拡大モデルによる成長維持が可能と考えているものと見られる。
- ◇米中貿易摩擦が各国に与える様々なリスクが懸念される中、中国は WTO を通じ他の加盟国と協調して米国の関税措置の解決策を探る動きを既に始めている。但し、調整が難航する場合、各国は関税引き上げ合戦に突入し、最終的には世界同時不況に陥る最悪シナリオにも留意が必要。

スペシャリストの目

税務会計 「中国、自動車完成車および部品の輸入関税率を大幅引き下げ」

◇2018年5月22日、「自動車完成車および部品の輸入関税引き下げに関する公告」(税委会公告[2018]3号)が公布され、7月1日より関税率25%の135品目、20%の4品目の自動車完成車の税率が15%に引き下げ、8%、10%、15%、20%の計79品目の自動車部品の税率が6%に引き下げられた。

◇輸入関税率の引き下げは、関連する企業に輸入コストの減少、利益の増加をもたらす可能性がある一方、関連者間の取引価格において移転価格税制に関する税関の質疑を招く可能性も増すため、価格設定の見直しが必要。また、クロスボーダーサプライチェーンの最適化の取組みにも影響するため、部品調達、製品販売などに対し適時な対応と調整が必要とされる。

◇自動車完成車・部品の輸入に関連する企業は、上述の対応を含め、税関実務上の様々な影響と商機を全面的に評価・実施することが望ましい。

法務 「法的視点からみた中国での企業移転における環境保護問題—化学工業企業の例を中心に」

◇2017年8月、国務院弁公庁から指導意見が公布され、2025年までに都市人口密集地の安全・衛生保護距離の要求に適合しない危険化学品製造企業は、改造により目標達成、規範化された化学工業園区に移転、廃業撤退のいずれかで対応することとされた。これを受けて、各地方でも同様の実施方案が公布されている。

◇一連の政策は、急速な都市化への対応、都市人口密集地の安全向上、環境リスクの低減、危険化学品に関わる重大事故の防止や伝統的な化学工業企業の構造転換と高度化促進を目的としたもので、化学工業企業の「退城入園」(都市から離れた化学工業団地への移転)を推進している。

◇こうした政策の方向性からすると、中国の環境保護政策は徐々に厳格化が見込まれ、都市人口密集地の化学工業企業の「退城入園」の拡大は今後の趨勢といえる。化学工業企業は国の政策にしっかりと歩調を合わせ、長期的な視点に立って積極的な改造や移転が求められる。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 8 月 25 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



外資ネガティブリストの改訂と手続き簡素化の現状

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2018年に入って、中国では外資の参入を促進する政策が次々に発表されている。外資を制限・禁止するネガティブリストが改訂される一方、外商投資企業の設立手続きの簡素化が図られている。今回は、中国への参入のしやすさに関わる外資政策の現状を見てみたい。

1. 外資ネガティブリストの改訂

2018年6月末に全国版と自由貿易試験区の「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下、ネガティブリストという)が相次いで改訂された。いずれも2017年6月以来1年ぶりの改訂だが、習近平政権の対外開放拡大の方針を受けて、外資を制限・禁止する業種・分野が一段と削減されている。

ネガティブリストは、2016年10月に外商投資企業の設立手続きが一律認可制から届出と認可の併用制に変更されたことに対応して制定されたもので、これに記載される業種・分野に投資する場合には従来通り、发展改革部門のプロジェクト内容についての審査・認可と商務部門の企業設立についての審査・認可を受けるが、それ以外は商務部門への届出で設立ができる。

全国版のネガティブリストは、従来の「外商投資産業指導目録」の制限産業と禁止産業に記載される項目(2015年版では奨励産業で外資比率などの制限条件が付加されていた項目も含まれる)で、今回から単独のリストとされた。2015年版のネガティブリストでは制限・禁止項目は93項目あったが、2017年版では63項目となり、2018年版では48項目に削減されている(注1)。

2017年版のネガティブリストから除外された主な項目は、農業分野では農産物の新品種の選別育成と種子の生産(小麦とトウモロコシを除く)、鉱業分野では特異・希少な石炭と石墨の探査・採掘、希土類とタングステンの精錬・分離、製造業では船舶と航空機(コピューター、ヘリコプター、地面効果翼機、無人機、ドローン、汎用航空機)、インフラ関係では電力網と鉄道幹線網の建設・経営、運輸業では鉄道旅客運輸、国際海上運輸、国際船舶代理、そのほか農産物(もみ米、小麦、トウモロコシ)の買付・卸売、ガソリンスタンド・チェーン、中資銀行への出資(比率制限)、測量会社、インターネット・オンラインサービス運営などがある。

また、自動車製造、証券・ファンド管理、先物取引、生命保険については、ネガティブリストに記載されているが、外資比率制限の緩和・撤廃などのスケジュールも明記された。これらの方針は、2017年11月に北京で習近平国家主席がトランプ米大統領と会談した際に明らかにしていたものである。

なお、ネガティブリストに記載されていない項目は、自由に投資ができるとされるが、文化・金融などの分野では法令で行政許可手続きや投資者の資格要件、国家安全審査などが定められているものがあり、その場合は規定に従うとされているので、注意を要する。

全国版のネガティブリスト (2018 年)

(参考訳)

番号	分野	特別管理措置
1. 農・林・牧・漁業		
(1)	種子業	1. 小麦、トウモロコシの新品種の選別育成及び種子の生産は中国側がマジョリティをとる。 2. 中国の稀少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連の繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。 3. 農作物、種畜・種禽、水産雑魚の遺伝子組み換え品種の選別育成及びその遺伝子組み換え種子（種苗）の生産への投資を禁止する。
(2)	漁業	4. 中国の所管海域及び内陸水域での水産物漁獲への投資を禁止する。
2. 採掘業		
(3)	石油・天然ガス採掘業	5. 石油、天然ガス（コールドベッドメタンを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガスなどは除く）の探査、開発は合弁・合作に限る。
(4)	非鉄金属鉱と非鉄金属鉱の採掘・選別及び採掘補助活動	6. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、螢石の探査・採掘への投資を禁止する。 7. 希土類の探査・採掘及び選鉱への投資を禁止する。 8. 放射性鉱産物の探査・採掘及び選鉱への投資を禁止する。
3. 製造業		
(5)	印刷業	9. 出版物の印刷は中国側がマジョリティをとる。
(6)	核燃料及び核放射線加工業	10. 放射性鉱産物の精錬・加工、核燃料生産への投資を禁止する。
(7)	漢方薬煎じ薬加工及び漢方製剤生産	11. 漢方薬煎じ薬の蒸す、炒る、炙る、焼くなど調製技術の応用及び製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
(8)	自動車製造業	12. 専用車、新エネルギー車を除き、自動車完成車製造の中国側持分比率は 50%を下回らず、同一の外国企業は国内に 2 社までの同種類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。(2020 年に商用車製造の外資持分比率制限を取り消す。2022 年に乗用車製造の外資持分比率制限及び同一の外国企業が国内で 2 社までの同種類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することについての制限を取り消す。)
(9)	通信設備製造	13. 衛星テレビ・ラジオの地上受信施設及び主要部品の生産
(10)	その他の製造業	14. 宣紙、書道用墨の生産への投資を禁止する。
4. 電力、熱、ガス、水の生産及び供給業		
(11)	原子力発電	15. 原子力発電所の建設・経営は中国側がマジョリティをとる。
(12)	パイプライン施設	16. 市街地人口が 50 万人以上の都市のガス、熱及び給排水パイプラインの建設・経営は中国側がマジョリティをとる。
5. 卸売及び小売業		
(13)	タバコ製品	17. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ及びその他タバコ製品の卸売・小売への投資を禁止する。
6. 交通運輸、貯蔵及び郵政業		

(14)	水上運輸業	18. 国内水上運輸会社は中国側がマジョリティをとる。 19. 国内船舶代理会社は中国側がマジョリティをとる。
(15)	航空旅客運輸	20. 公共航空運輸会社は中国側がマジョリティをとり、かつ 1 つの外国企業及び関連企業の投資比率は 25%を超えず、法定代表者は中国籍公民が担当する。
(16)	汎用航空サービス	21. 汎用航空会社の法定代表者は中国籍公民が担当し、農・林・漁業の汎用航空会社は合弁に限り、その他の汎用航空会社は中国側マジョリティに限る。
(17)	空港及び空中交通管理	22. 民間用空港の建設・経営は中国側が相対的マジョリティをとる。 23. 空中交通管制への投資を禁止する。
(18)	郵政業	24. 郵政会社、郵便物の国内宅配業務への投資を禁止する。
7. 情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業		
(19)	通信	25. 通信会社：中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した通信業務、付加価値通信業務の外資持分比率は 50%を超えず（電子商取引を除く）、基礎通信業務は中国側がマジョリティをとる。
(20)	インターネット及び関連サービス	26. インターネット・ニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット番組視聴サービス、インターネット文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆情報サービスへの投資を禁止する。（上記サービスのうち、中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した内容を除く。）
8. 金融業		
(21)	資本市場サービス	27. 証券会社の外資持分比率は 51%を超えず、証券投資基金管理会社の外資持分比率は 51%を超えない。（2021 年に外資持分比率制限を取り消す。） 28. 先物会社の外資持分比率は 51%を超えない。（2021 年に外資持分比率制限を取り消す。）
(22)	保険業	29. 生命保険会社の外資持分比率は 51%を超えない。（2021 年に外資持分比率制限を取り消す。）
9. リース及び商務サービス業		
(23)	法律サービス	30. 中国の法律事務（中国の法律環境に影響のある情報提供を除く）への投資を禁止し、国内の弁護士事務所のパートナーにならない。
(24)	コンサルティング及び調査	31. 市場調査は合弁・合作に限り、そのうちラジオ聴取・テレビ視聴調査は中国側がマジョリティをとる。 32. 社会調査への投資を禁止する。
10. 科学研究及び技術サービス業		
(25)	研究及び試験開発	33. 人体の幹細胞、遺伝子の診断と治療技術の開発・応用への投資を禁止する。 34. 人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
(26)	専門技術サービス業	35. 土地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、地上移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級以下の行政区域地図、全国版教育用地図、地方版教育用地図、実像 3D 地図及びナビゲーション電子地図の作成、地域地質調査

		図、鉱産地質・地球物理・地球科学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止する。
11. 水利、環境及び公共施設管理業		
(27)	野生動植物保護	36. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止する。
12. 教育		
(28)	教育	37. 学齢前、普通高校及び高等教育機関は中外合作学校の設立に限り、中国側主導とする。(校長または主要行政責任者は中国国籍を持ち、理事会・董事会または共同管理委員会の中国側構成員は 1/2 より少ないこと。) 38. 義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
13. 衛生及び社会活動		
(29)	衛生	39. 医療機関は合弁・合作に限る。
14. 文化、体育及び娯楽業		
(30)	新聞・出版	40. 新聞機関(通信社を含むが、これに限らない)への投資を禁止する。 41. 図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止する。
(31)	ラジオ・テレビ放送、通信、制作、経営	42. 各級ラジオ局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、テレビ放送ネットワーク(放送局、中継局、放送衛星、衛星中継ステーション、マイクロウェーブステーション、観測局、テレビ有線放送ネットワークなど)への投資を禁止し、ラジオ・テレビ番組オンデマンドサービス業務及び衛星テレビ放送地上受信設備据付サービスを禁止する。 43. ラジオ・テレビ番組制作・経営(買付業務を含む)会社への投資を禁止する。
(32)	映画制作、配給、放映	44. 映画館の建設は中国側がマジョリティをとる。 45. 映画制作会社、配給会社、ロードショー上映会社及び映画の買付業務への投資を禁止する。
(33)	文化財保護	46. 文化財・美術品を競売するオークション会社、骨董品店及び国有文化財博物館への投資を禁止する。
(34)	文化・娯楽	47. 公演仲介機関は中国側がマジョリティをとる。 48. 文芸・舞台芸術団体への投資を禁止する。

一方、自由貿易試験区のネガティブリストは、2017年版では95項目が記載されていたが、45項目に削減された(注2)。2017年版では、項目の内容だけでなく具体的な制限条件が単独の項目として記載され、また全国版のネガティブリストには記載されていない内資・外資に共通の制限・禁止項目や常駐代表機構などの非投資項目まで記載されていたため項目数が多かったが、これらを整理したことから大幅な減少となっている。

これらの項目の大部分は、全国版ネガティブリストの項目と同じである。(ただし、同じ項目でも制限の内容や条件などの補足的な説明が記載されている。)全国版ネガティブリストに記載されている項目で、自由貿易試験のネガティブリストにはないか、または条件が緩やかな項目は、以下の通りである。

＜全国版ネガティブリストにあって自由貿易試験区のネガティブリストにないもの＞

- ・石油、天然ガス（コールドベッドメタンを含み、オイルシェール、オイルサンド、シェールガスなどは除く）の探査、開発は合弁・合作に限る。（全国版リストの 2. (3) 5.）
- ・放射性鉱産物の精錬・加工、核燃料の清算への投資を禁止する。（全国版リストの 3. (6) 10.）
- ・公演仲介機関は中国側がマジョリティをとる。（全国版リストの 14. (34) 47.）

＜全国版ネガティブリストよりも条件が緩和されているもの＞

- ・小麦、トウモロコシの新品種の選別育成及び種子の生産での中国側持分比率は 34%を下回らない。（全国版リスト 1. (1) 1.では「中国側がマジョリティをとる」）
- ・文芸上演団体は中国側がマジョリティをとる。（全国版リストの 14. (34) 48.では「投資を禁止する」）

ただし、自由貿易試験区では、特別な開放措置が試行されている。その一部はすでに全国でも実施されているが、現在も以下のような措置が採られている。特に通信業の付加価値通信サービスは、自由貿易試験区以外では事実上許可されていないため、その優位性が際立っている。

- ・一部の付加価値通信サービスについて、投資制限と外資比率制限が緩和されている。
具体的には、オンラインストア、データ保存・転送、コールセンター、国内マルチパーティ通信、インターネット接続サービス（以上は外資比率 50%超を許可）、国内インターネット VPN（外資比率 50%まで許可）、オンラインデータ処理・トランザクション処理（電子商取引運営）（外資比率 55%まで許可）など（注 3）で、これらは 2014 年から上海自由貿易試験区（拡大前の区域内）で試行されていたが、今回のネガティブリスト改訂ですべての自由貿易試験区に拡大されることになった。
- ・各種の専門保険会社の設立が許可されている。
- ・条件に合致する中外合弁旅行社に対して台湾地区を除く海外旅行業務が許可されている。
- ・家庭用ゲーム機、大型ゲームマシン設備の生産・販売への投資と文化部門の内容審査を通過したゲーム機の国内販売が許可されている（上海自由貿易試験区のみ）。
- ・外商独資医療機関の設立が許可されている（上海自由貿易試験区のみ）。

2. 外商投資企業の設立手続きの簡素化

1) 商務部門の届出手続きと工商部門の登記手続きの統合

外資の参入が容易になったという点では、ほかに設立手続きの簡素化があげられる。2018 年 6 月末から、外商投資企業を設立する際の商務部門への届出と工商部門での登記の手続きが一本化された。その対象となる企業は、上記のネガティブリストに該当しない商務部門への届出を行う企業である。

2016 年 10 月に届出となって以降、商務部門への届出は商務部の全国統一の専用ネットを通じて省級商務部門にデータを送信し、他方、工商部門への登記申請は窓口書類を提出するやり方が採られてきた。これが地方毎に商務部門のネットを工商部門のネットと統合することで、両方の手続きが 1 回の送信だけで済むようになった。政府は、「1 つの窓口、1 つの申請表」であり、「ペーパーレス化、対面なし、費用徴収なし」をスローガンとしている。

なお、届出・登記事項を変更する際は、商務部門への届出事項を変更するだけの場合は商務部の全国統一ネットを通じて行い、工商部門の登記事項を変更する場合は商務部門と工商部門の共用ネ

ットを通じて行うとされている。

これより前に、企業設立時に取得が必要とされる各種登記証書が統合され、各部門での登記手続きが不要となっている。2015 年 12 月には内資企業と外商投資企業の両方を対象に、営業許可証に組織機構コード証と税務登記証が統合され、さらに 2016 年 10 月には社会保険登記証と統計登記証も統合され、1 つの営業許可証上に統一社会信用コードが記載された。これにより、工商局での登記手続きだけで済み、各部門で個別に登記手続きを行う必要はなくなった。(ただし、外商投資企業はほかに外貨登記が必要で、貨物の輸出入を行う内資企業・外商投資企業は税関登録登記が必要である。)

税務登記自体は不要となったが、企業設立後に増値税一般納税者資格登記や納税申告を行うにあたっては別に、企業の従業員数、税務担当者、財務責任者、業種内容、適用される会計制度・会計準則などの情報を所在地の税務機関に報告することとされている。この手続きはその場で完了する。

以上のような簡素化措置により、外商投資企業の設立手続きに要する期間は、現時点では 2~3 週間程度になっている。政府は今後さらに内資企業・外商投資企業の両方を対象に、工商登記前の企業名称事前承認、工商登記後の公安部門への公章(社印)届出の取り消しなどにより、企業の設立・開業までの平均所要期間を現在の 20 日から 8.5 日(いずれも業務日ベース)に短縮することを地方政府と国务院各部門に指示している(注 4)。

この措置は、2018 年末までに直轄市(北京、天津、上海、重慶)、計画単列市(大連、青島、寧波、厦門、深圳)、副省級市(ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、西安、武漢、成都と前記の計画単列市(重複))、省政府所在都市で実施され、その他の地方では 2019 年上半期までに実施することになっている。

2) 工場建設時の許可手続きの簡素化

一方、企業設立に伴って工場などを建設する場合の行政許可手続きの期間も短縮される。これは、製造企業などが早期の操業を実現できることになり、大いに歓迎される。

建設に関わる審査・許可事項は数多くあり、現在はすべての行政許可手続きが完了するまで業務日ベースで平均 200 日以上かかるとされているが、政府はこれを 120 日に短縮するよう地方政府と国务院各部門に指示している(注 5)。これを実現するための措置として、以下のような具体的な措置を採るといふ。

① 審査・許可プロセスの統一

- ・ 工事建設プロジェクトを用地計画立案許可、工事建設許可、施工許可、竣工検収の 4 段階に分け、すべての審査・許可事項をいずれかの段階に組み入れる。
- ・ 工事建設プロジェクトを性質や規模に応じて分別管理する。
- ・ 複数の部門による共同審査・許可事項について、主導部門を定め、その下で期限を設けて行う。

③ 審査・許可事項の削減

- ・ 不適法・不必要な審査・許可事項、許可取得条件を取り消す(例えば、施工契約届出、建築省エネ審査届出など)。
- ・ 下部機関への審査・許可の委託、審査範囲を拡大する。
- ・ 複数部門に関わる類似・同一の審査・許可事項を統合する(例えば、消防設計審査、防空設計審査などの技術的審査を施工図設計文書審査に統合するなど)。

- ・審査・許可担当部門が他の部門の意見を聴取する事項は、政府内部での協業事項に変更する。
- ・許可の取得期限を変更する（例えば、給水・発電などのインフラは施工許可証の交付後に前倒しするなど）。

③審査・許可体系の整備

- ・関係部門の審査・許可条件、システム、申請窓口、申請資料、業務規則の統一を図る。

その実施スケジュールは、北京、天津、上海、重慶、瀋陽、大連、南京、厦門、武漢、広州、深圳、成都、貴陽、渭南（陝西省）、延安（陝西省）の15都市と浙江省では2018年中に短縮目標を達成し、その他の地方では2019年上半期までに達成することとされている。

3) 設立登記前の許可取得事項の削減

上記のように、政府は企業の設立・開業までの期間を平均8.5日に短縮する目標を掲げているが、これは設立登記前の許可取得を必要としない場合である。特定の業種・分野での企業設立や事業従事では、設立登記前に許可を取得することが義務づけられており、その審査に相当の期間がかかっている。

この事前審査・許可事項は、2014年以降、取り消しや登記後の許可取得への変更などによって年々削減されており、当初の約170項目から現在では32項目に減っている（注6）。この中には、ネガティブリストに該当する外商投資企業の設立・変更の審査・認可も含まれているが、ほかに外資に関係する項目としては、「営利性民営学校（訓練機構）設立許可」、「外資銀行営業性機構及び分支機構設立審査・許可」、「融資性担保機構設立審査・許可」、「保険会社及び分支機構設立審査・許可」、「宅配業務経営許可」などがある。

設立登記後に許可取得が必要な項目については、「市場参入ネガティブリスト」に記載されることになっており、目下、制定作業が進んでいる。このネガティブリストは、2018年から実施するとされており、報道によれば2018年6月末に草案が国务院に上程されており、近く公布されるようである（注7）。

「市場参入ネガティブリスト」は、内資企業・外商投資企業の両方に適用されるもので、2016年3月に「草案（試行版）」が公開されたが、これには制限類232項目（小項目867項目）と禁止類96項目が記載されていた（注7）。このうち制限類は、許可を得れば参入ができるというものだが、地方によって許可事項が異なるため、項目数が膨大に上っている。これを整理したものが正式のネガティブリストになると見られる。

このネガティブリストが発表されれば、上記の外商投資ネガティブリストと合わせて、中国での外商投資企業の設立・開業手続きはさらに透明性が高まるものと期待される。

- (注 1) 「外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2018 年版)」(国家發展改革委員会・商務部令 2018 年第 18 号、2018 年 6 月 28 日公布・施行)。原文は商務部の下記サイトに掲載。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201806/20180602760432.shtml>
- (注 2) 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2018 年版)」(国家發展改革委員会・商務部令 2018 年第 19 号、2018 年 6 月 30 日公布、同年 7 月 30 日施行)。原文は商務部の下記サイトに掲載。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201806/20180602760435.shtml>
- (注 3) 「工業・情報化部、上海市人民政府の中国 (上海) 自由貿易試験区の付加価値通信業務のさらなる対外開放に関する意見」(2014 年 1 月 6 日発布・実施)。原文は工業・情報化部の下記サイトに掲載。
<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757020/c3764637/content.html>
- (注 4) 「国務院弁公庁の企業の設立・開業期間を更に圧縮することに関する意見」(国弁発 [2018] 32 号、2018 年 5 月 14 日発布・実施)。原文は中央人民政府ポータル下記サイトに掲載。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/17/content_5291643.htm
- (注 5) 「国務院弁公庁の工事建設プロジェクト審査許可制度改革試行の展開に関する通知」(国弁発 [2018] 33 号、2018 年 5 月 14 日発布・実施)。原文は中央人民政府ポータル下記サイトに掲載。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/18/content_5291843.htm
- (注 6) 「国家工商行政管理総局の工商登記事前審査・許可事項目録の調整に関する通知」(工商企注字 [2018] 24 号、2018 年 2 月 11 日発布)。原文は国家工商管理総局下記サイトに掲載。
http://home.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201802/t20180213_272394.html
- (注 7) 「新版市場参入ネガティブリスト 6 月末に上程、内外資の全面的ネガティブリスト時代に入る」第一財經 APP の下記サイトをご参照。
<https://www.yicai.com/news/5423397.html>
- (注 8) 「国家發展改革委員会・商務部の市場参入ネガティブリスト草案 (試行版) の印刷・発布に関する通知」(発改経体 [2016] 442 号、2016 年 3 月 2 日発布)。原文は商務部の下記サイトをご参照。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/h/redht/201604/20160401296884.shtml>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
池上隆介
住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2
E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



対中直接投資の戦略分野

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 主任研究員 細尾忠生

本稿では、日本の業種別にみた対中直接投資に焦点をあてる。同時に、中国の近年の経済発展パターンを業種別に分析することにより、対中直接投資における戦略分野を概観したい。

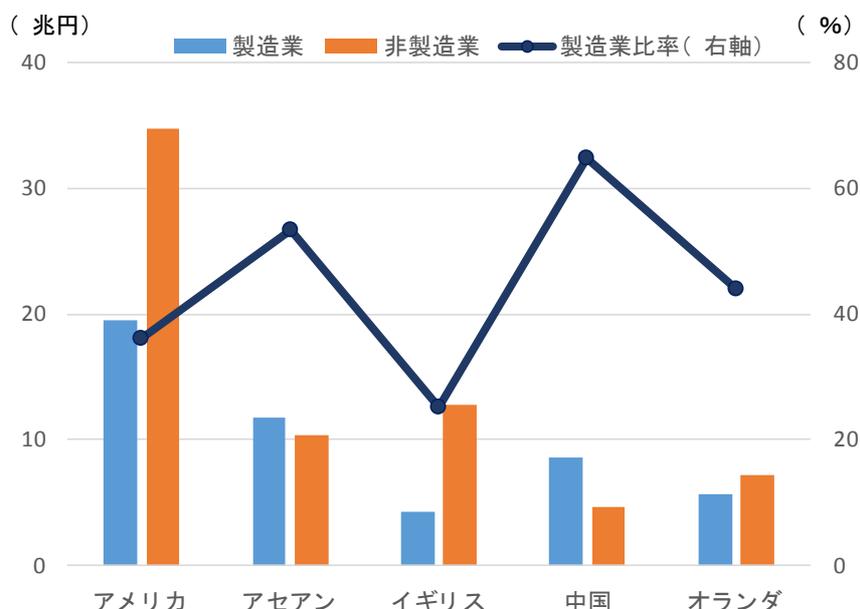
1. 対中直接投資は製造業に偏り

まず、日本企業の海外直接投資残高の国・地域別の動向を概観すると、アメリカ向け投資残高が最大であり、その金額は 54 兆円にのぼる。同国における業種別の内訳をみると、製造業の投資残高は 20 兆円、非製造業は 35 兆円となっている（四捨五入のため合計額に一致しない、図表 1）。

一方、日本企業による中国向け直接投資残高は 13 兆円と、アセアン、イギリスに次いで 4 番目にとどまる。市場の規模、成長力、地理的近さなどを考慮すると、対中直接投資には量的な面で物足りなさも感じられる。

中国における業種別内訳をみると、製造業の投資残高が 9 兆円、非製造業が 5 兆円となっている。図表 1 では折れ線グラフで各国・地域における製造業の比率を示しており、投資残高上位国・地域の中で、中国の製造業比率が高いことが一目瞭然である。特に、日本メーカーが集積しサプライチェーンが重層的に形成されているアセアン向け投資残高における製造業比率が 5 割程度なのに対し、中国の製造業比率は 7 割近くと突出して高い。日本企業の対中直接投資が製造業に偏重した傾向にあることがうかがえる。

図表 1. 日本の対外直接投資残高（国・地域別、2017 年）



(出所) 日本銀行

2. 製造業の対中投資

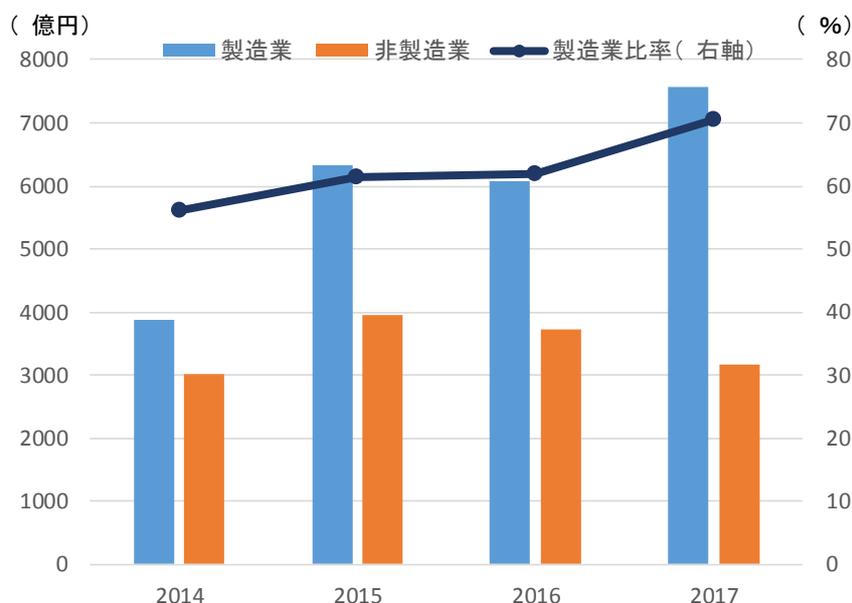
中国での日系製造業の投資残高を大きい順にみると、最大は輸送機械器具であり、金額で 1.9 兆円、製造業全体の投資残高の 22%を占める。次いで電気機械器具が金額で 1.6 兆円、製造業全体に占めるシェアが 19%、さらに、一般機械器具の同 1.5 兆円、同 18%が続く。

日本の製造業の対中投資は、もともと中国の改革開放を契機に大手電機メーカーが生産拠点として中国に進出したことが端緒となった。その後 1990 年代に入ると、自動車市場の将来的な成長期待を背景に自動車メーカーの合併による進出が相次いだ。さらに、金融危機後の 4 兆元の景気対策を契機に建設機械需要が拡大したことや、人件費上昇、生産高度化にともなう工作機械の需要が高まったことで近年は機械メーカーの進出も増えている。

このように、中国経済の発展段階にともなう事業機会を見出すことにより、自動車や電気機械は日本企業の中でも比較的早くから中国に進出していたことが、製造業の投資残高を増加させてきた。それ以上に重要な点は、中国進出にともない中国ビジネスに関する経営ノウハウが蓄積されたことや、中国に対するエクスポージャーの高まりにより、全社的な事業戦略において中国経済の動向に常に目配りを欠かさず、中国事業を重視する経営が続いていたことである。その結果、2012 年の尖閣問題や反日デモを契機に日本全体の対中投資が減少し、企業の撤退が相次いだ中でも、自動車、電機、一般機械では、事業規模や投資を確保する動きが続いた上、2016 年頃から中国経済の成長テンポが加速し、新たなビジネスチャンスが広がった状況に迅速に対応し、投資を一段と拡大させる動きがみられたことが、結果的に日本の対中直接投資が製造業に偏る状況をもたらしたとみられる。

実際、過去の直接投資から撤退分を除いた残高ベースの金額で製造業への偏重が目立つだけでなく、毎年の投資金額でも製造業に偏重した投資傾向が今なお続いている。図表 2 では、最近 4 年間の日本の対中直接投資をみているが、中国でサービス経済化が進展しているにもかかわらず、日本の対中直接投資における製造業比率はむしろ上昇傾向に拍車がかかっている。製造業の投資額が 2015 年から急増したことに加え、非製造業の投資額が 2 年連続で減少したためである。

図表 2. 日本の対中直接投資



(出所) 日本銀行

3. 中国経済をけん引する意外な分野

日本の対中直接投資が製造業に偏重していることは、必ずしも悪いことではない。

そもそも、我が国の製造業は早い段階で中国に進出し事業基盤を形成し、中国の経済成長にともない、過去の投資が新たな投資を呼び込むサイクルを長い年月をかけて構築している。また、中国に進出した日本メーカーの間では、中国の製造業の産業集積が地場、日系を含め相当程度進んでおり、部品や素材の調達環境が、グローバルにみても非常に良好との声が多く聞かれる。

課題は、中国で伸びている分野、業種で、日本からの対中直接投資があまり行われていないことである。これが、製造業が中国にしっかりと根を張っているにもかかわらず、日本全体で見ると対中投資が量的には物足りない状況をもたらす要因である。

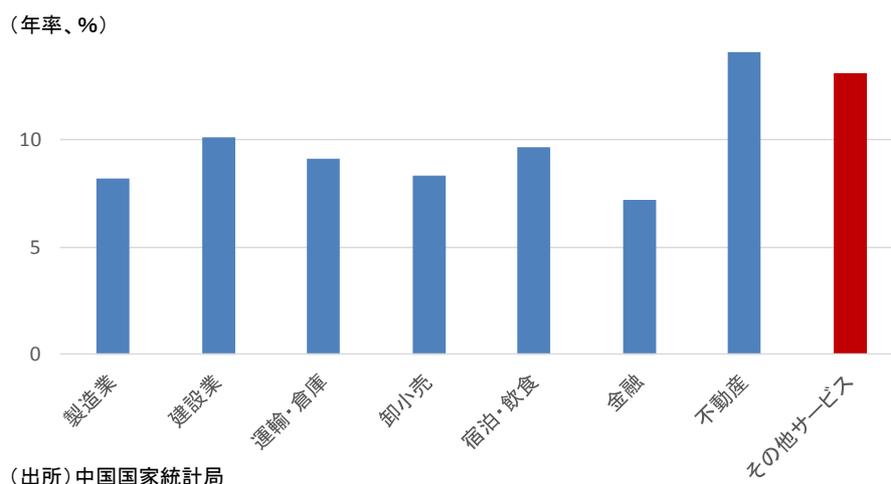
この点を見るために、中国の最近の経済成長を業種別に整理する。

まず、最近3年間の平均成長率をみると、最も成長率の高いセクターは不動産業であり、年率14%の成長が続いた。それに次いで成長率が高いのが「その他サービス業」であり、年率13%のペースで成長している。その他の業種をみると、建設業、宿泊・飲食サービス業の成長率が相対的に高く、製造業、金融業の成長率は相対的に低い(図表3)。

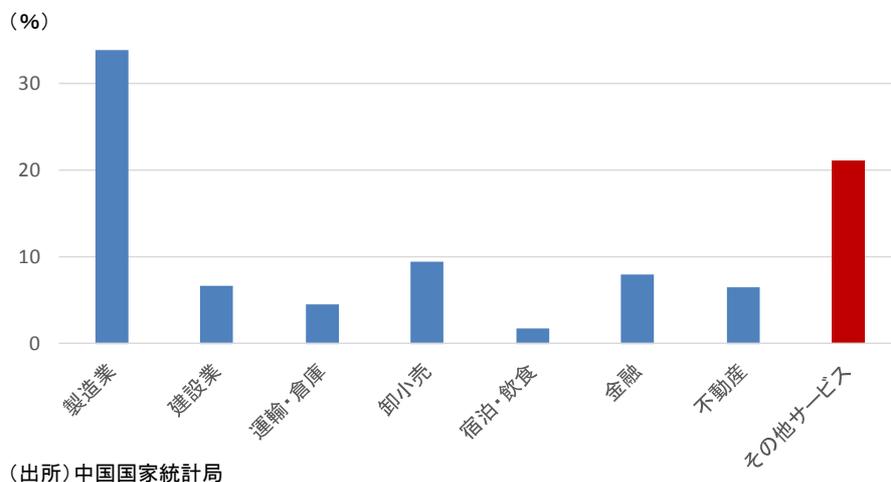
次に、経済全体に占める業種シェアを2017年の値で見ると、製造業が最大であり34%のシェアを占めており、次いで、「その他のサービス」業が21%で続く。その他の業種をみると、卸小売業と金融業のシェアが相対的に高く、運輸・倉庫業、宿泊・飲食サービス業では相対的に低い。また、高成長セクターである不動産業もシェアで見ると小さいことが分かる。

特徴的なのは、「その他サービス」業の成長率が高く、経済全体に占めるシェアも高いことである。

図表 3. 中国 GDP～①業種別の成長率 (過去 3 年)



図表 4. 中国 GDP～②業種別のシェア (2017 年)



4. 「その他サービス」業の業態

「その他サービス」業に区分される業態とは、具体的にどのようなものであろうか。

中国の GDP 統計の詳細が不明だが、GDP 統計の作成基準は国連で定められ中国も国際基準に従っている。このため、日本やアメリカの基準から類推できる。

日本やアメリカの基準をみると、「その他サービス」業とは、もともと、個人向けサービス業、企業向けサービス業、医療・福祉サービス業を指していた。また、最新の GDP 統計の作成基準では、個人向けサービス業を、宿泊・飲食サービス業と「その他サービス」業に別々に区分するようになった。

つまり、中国で「その他サービス」業に区分されるのは、企業向けサービス業、医療・福祉サービス業と、宿泊・飲食サービス業を除く個人向けサービス業であり図表 5 の業態を指している。

図表 5. 「その他サービス」業の業態

専門・科学技術、業務支援サービス業(企業向けサービス)	研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、 その他の対事業所サービス業(職業紹介・労働者派遣業、コールセンター業、警備業)
保健衛生・社会事業(医療・福祉サービス)	医療・保健、介護(在宅福祉サービス、有料老人ホーム等)、社会福祉(保育所等)
その他サービス(個人向けサービス)	娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、 その他の対個人サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業)

(出所)内閣府「作成基準に基づき公表される参考資料」

5. マクロの視点からの示唆

ところで、米中の経済規模が 2030 年頃に逆転する可能性が、国際機関をはじめ各予測機関から様々な形で示されている。実際、中国経済の成長力を控えめに見積もっても、アメリカの成長率が 2%程度である以上、単純な複利計算から米中の経済規模の逆転が起きうる蓋然性が高い¹。

日本の対中直接投資を考える上で大事なことは、その際に中国の産業構造がどのように変化しているのか、ということではないだろうか。

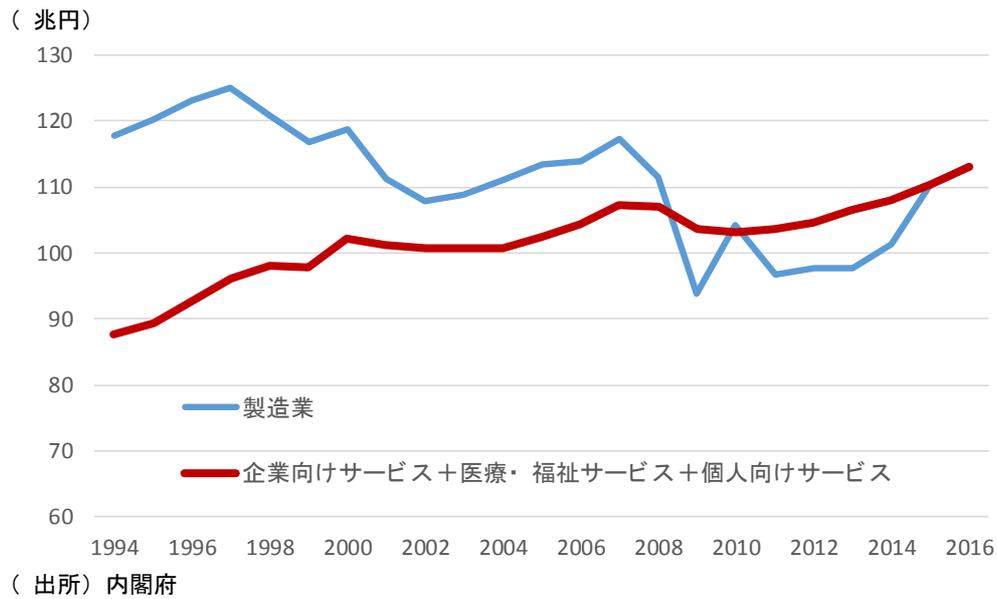
日本やアメリカは、企業向けサービス、医療・福祉サービス、個人向けサービスといった、金融でも不動産でも卸小売りでもない、いわば狭義のサービス業の比率の高い産業構造にある。

日本の業種別 GDP をみると、これら 3 つのサービス業の合計がすでに製造業を上回っており、業界全体で、いわば日本経済のリーディング産業とも呼びうる状況にある(次頁図表 6)。サービス大国のアメリカに至っては、企業向けサービスが単体で最もシェアの高い業種になっている。

もともと、単に「その他」の括りにすぎなかった業種群が、実のところ経済成長にともない最も伸びる業種である。企業も個人も、成長から得られた所得の多くを、「その他サービス」業が提供する様々なサービスに支出するようになるからである。

¹ 本誌第 143 号でも、柳岡広和・三菱 UFJ 銀行常任顧問が「中国の GDP が米国を抜く日」との巻頭言を執筆されている。

図表 6. 日本の業種別 GDP



6. 日本の「その他サービス」業

「その他サービス」業を全体で見ると日本のリーディング産業といわれても、多くの方はピンとこないかもしれない。そこで、少し具体的なビジネスモデルに焦点を当てたい。

日本経済新聞は、毎年「サービス業総合調査」として、本稿で取り上げた多くの狭義サービス業の状況を調査し日経産業新聞紙上で報道している。それによると、狭義のサービス業には、在宅福祉サービス、保育サービス、葬祭業、有料老人ホーム、貸し駐車場、家事支援、カーシェアリング、複合カフェ、スポーツ施設、カルチャー教室と実に様々な業態がある（次頁図表7）。

また、各業界の最大手の企業の売上高をみると、いずれの業界においても、年商が数百億～1000億円程度の中堅企業がけん引していることが分かる。身近な企業でいくつか思い浮かぶ企業もあるのではないと思われる。筆者の身の回りでも、近所でカーシェアリングの利用が急速に増加しているのが目につき、私事で恐縮だが、子供を民間経営の保育園に預け、家族は家事支援サービスを利用している。帰省をした際には、在宅福祉サービスや有料老人ホーム施設が随分目につくようになったと感じていたが、このところ首都圏でも該当敷設が増えている。こうした様々なサービス企業に利用料金を支払うことで便利なサービスを享受し生活しているのが平均的な日本人の実態であろう。

図表 7. 狭義のサービス業の分野、最大手企業の売上高 (2015年)

	(億円)
在宅福祉サービス	1,130
保育サービス	1,787
葬祭業	299
有料老人ホーム	867
結婚式場	592
理美容	386
貸し駐車場	1,276
家事支援	1,035
レンタカー	489
ハイヤー・タクシー	690
引っ越し	687
エステティック	387
カーシェアリング	1,039
会員制リゾートクラブ	990
複合カフェ	227
スポーツ施設	733
カルチャー教室	265
学習塾	481
CATV	2,116

(出所)日本経済新聞社「サービス業総合調査」

7. 日本の対中直接投資への示唆

こうした「その他サービス」業のうち、介護サービスでは、日本の大手企業が北京に進出する動きが出てきた。もともと介護サービスについては、今年5月、李克強首相が来日した際に、経団連を中心に開催された日中韓ビジネスサミットの共同声明で、イノベーションの創出を目指す分野として、「AI、IOT、ロボットに加え、医療、ヘルスケア、介護など」であることが確認されている。医療・福祉サービスは、中国政府が推進する「健康中国」に関連する産業ということもあり、政府の支援も期待できる。

また、日本が協力しウインウインの関係を構築できる業種は、介護サービスに限った話ではない。当然、サービス業には、言語や文化の壁があり、現地の中小企業を保護するための様々な政府規制も存在する。しかし、本稿でみたとおり、「その他サービス」業は、中国経済の成熟化にともない高い伸びが期待できる分野であり、また、日本には競争力の高い多くの企業が存在する。ややもするとサービス業は「内需型」と自他ともに思い込みがちなところもあるが、業態によっては、中国で事業の展開、拡大が見込める企業もあるのではないか。そのような企業にとり、中国事業は一層の成長機会になりうるだろう。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

細尾 忠生

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



米中貿易摩擦について

MUFG バンク (中国)

中国金融市場部

Trading Gr 黄雷鳴、栗林和也、清水暁

1. はじめに

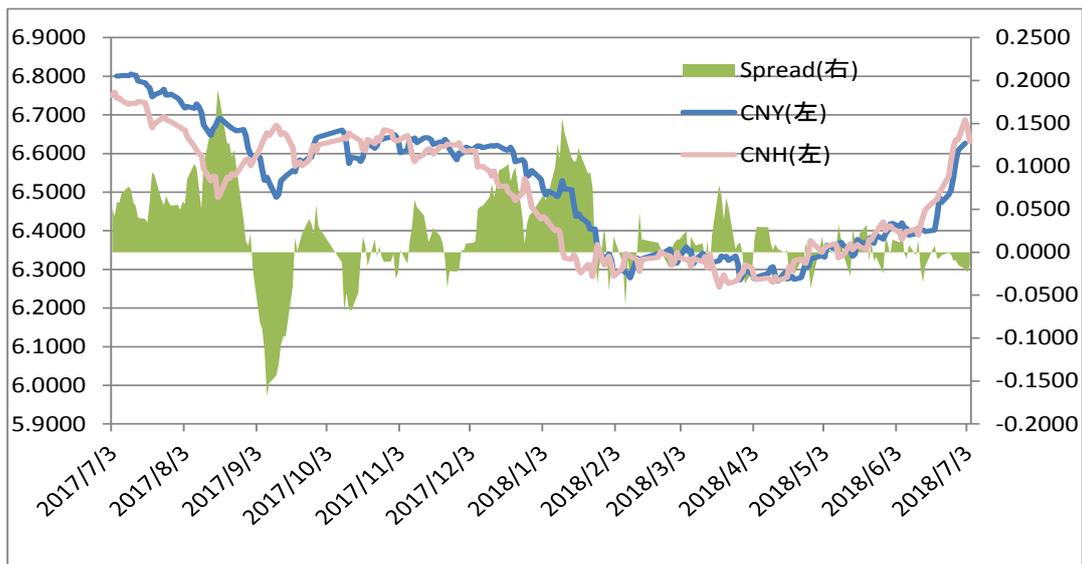
米中貿易摩擦を発端に人民元がドルに対して大きく下落しており、資本流出や市場ボラティリティ拡大のリスクが増大している。米中貿易摩擦における要因に関しては、トランプ大統領の国内支持率獲得や再選への足掛かりといった短期的なものから、中国の台頭を阻むべく覇権争いといった中長期的なものまで、様々な見解が示されている。当地中国サイドでもこの問題に関しては注目度が高く、多様な分析が行われている。その中でも特に、中国は過去における「日米貿易摩擦」に関して研究していると言われている。

本稿では、日米貿易摩擦と米中貿易摩擦の比較、それを踏まえての中国の基本方針、今後のリスク等に関して記載したい。文章構成としては、まず人民元の現状と中国内における今後の見方に関して述べ、次に日米貿易摩擦との比較について分析し、最後に貿易摩擦における今後の考察を述べる。

2. 人民元動向と今後の見方

(1) ドル人民元に関して

ドル人民元は4月よりドルインデックスの上昇につれて6.30台から徐々に上昇、6月には6.70台に迫る勢いとなり、本稿執筆時点においては本年度高値である6.7214を示現している。6月の上昇値幅¹に関しては、2015年8月の人民元切り下げを上回るものとなっており、その勢いがうかがえる。本年度高値である6.7214を達成した7月3日夕刻に、中国人民銀行(PBOC)の易綱総裁が「人民元を均衡のとれた水準に安定的に維持、為替市場を注視している」と発言したことで、当局介入警戒感が広がり翌日には6.60台まで実に1,200Pipsの下落となったが、現在も根強いドル人民元買いが続いている状況である。

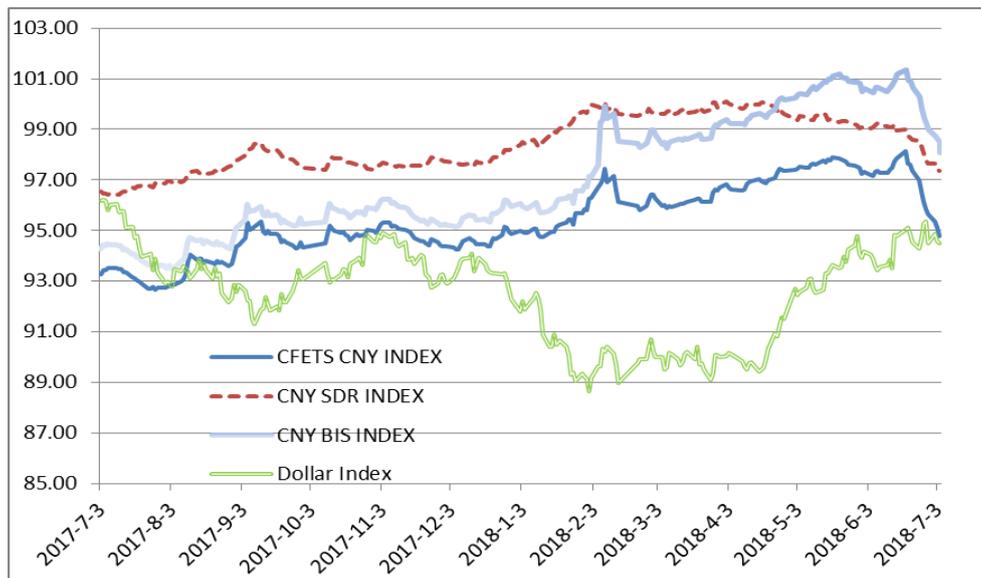


¹ 実勢ベースの高値と安値の幅

(2) CFETS Index に関して

ドル人民元の動向に関しては世界でも注目が集まっているが、当地中国では実効ベースの人民元の値動きに関する注目度も非常に高い。主に注目されている指標として①CNY CFETS Index、②CNY BIS Index、③CNY SDR Index、の3種類が存在し、それぞれ24通貨、40通貨、4通貨に対する実効レートを計算している。その中でも特にCNY CFETS Indexが重視されている。

CNY CFETS Indexに関してだが、4月～5月にドル人民元が上昇したのとは対照的に、人民元が大きく上昇する結果となり、5月には2016年3月以来の最高値である98前後まで上昇している。6月に入るとこの流れが一転し95近辺まで下落することとなったが、この水準は2017年末と同様であり、こういった背景も当局が現状、為替の安定に自信を持っている要因と考えられている。尚、一般的なマーケットのコンセンサスとしては、同Indexが93～97程度の間であれば比較的安定していると考えられており、むしろ5月の人民元高がやや異常であったと考える向きも多い。



(3) 国内市場での受け止め方

国内市場では、この動きがどのように受け止められているのか？また需給にどのような影響を与えているのであろうか？実はオンショア輸出企業は、年初来ドル人民元が大きく下落する中で、売りそびれた多額のエクスポージャーを保有していたと言われており、4月からの上昇の過程では多くのドル売り需要が持ち込まれたとの声が多い。実際にSAFEデータにおいても、外貨預金残高が急速に減少しており、5月の輸出企業の外貨売却量は、2015年8月以来の水準を記録した。

一方で、6月に6.50を突破して以降センチメントが急速に悪化するなか、輸出企業は再び売りを控え、輸入企業がこぞってドル人民元買いへと走った。7月3日、易綱総裁のコメントを受けて急速に下落してからは、輸出/輸入の両企業とも混乱している様子がみられるが、6.75～6.80は強烈なレジスタンスとの見方は強く、年内のドル人民元は6.40～6.95の広いレンジの中、レンジ下方に向けて再度下落するとの予想が中国国内では大勢の見方である。

(4) 資本流出の可能性

現在のところ、ドル人民元が急騰する過程においてもパニック的な資本流出の動きは見られておらず、今後も2015年～2016年に起きたような資本流出リスクは低いと見られている。仮にこういった可能性が具体化した場合でも、当局が2016年同様に窓口規制を強化することで、コントロールすることは可能であろう。

中国国内では、①貿易摩擦動向、②預金準備金の更なる引下げと米中金利差動向、③配当金フローに注目が集まっているが、今のところ貿易摩擦や金利差動向には、楽観的な見方が多い。配当金フローに関しては例年通り 6～7 月にピークを迎えるだろう。

(5) 他の新興国との相違点 (通貨下落に関して)

中国は他の新興国に比べて、経済規模が桁外れに大きく、投資環境としての魅力は高い。当局もこの点には強い自信を持っており、例えばボンドコネクトによるインフロー増加を期待している。加えて、2016 年の人民元大幅下落の際には、為替中間値ロジックの変更、オフショア市場も活用した大規模且つ効果的な為替介入、各種窓口規制の発動などにより危機を防いだ実績があり、こうした信頼感も手伝って、人民元が他新興国通貨に比べてアウトパフォームしやすい環境を作っている。

3. 日米貿易摩擦と米中貿易摩擦の比較

(1) 日米貿易摩擦の歴史

日米における貿易摩擦は 1960 年代前半から見られ始め、その後徐々に激化し、1990 年代初期にピークを迎えた。この約 30 年の期間に約 7 回の貿易摩擦が生じており、その品目は繊維・カラーテレビ・鉄鋼・車・半導体など多岐に渡った。以下に詳細を記載する。

1968-1972	・繊維品貿易摩擦
1976-1977	・カラーテレビ貿易摩擦
1976-1978	・鉄鋼貿易摩擦
1979-1981	・自動車貿易摩擦
1985	・プラザ合意(ドル安誘導)
1987-1991	・半導体貿易摩擦
1989-1994	・日米構造協議

①繊維品における貿易摩擦 (1968 年～1972 年)

日本の対米繊維輸出は 1950 年代から急増し、米国繊維業界の不満へと発展した。当時の日本は、政治・経済共に米国への依存度が強く、交渉力も弱かった。1957 年に「日米綿製品協定」が締結され、対米綿製品の輸出を 5 年間自主規制することを皮切りに、1963 年には「日米綿製品長期協定」、1972 年には「日米繊維協定」が締結された。繊維品を巡る攻防が、その後の長い日米貿易摩擦の起点となった。

②カラーテレビにおける貿易摩擦 (1976 年～1977 年)

1970 年代に入ると日本のカラーテレビ技術は急速に発展し、世界のカラーテレビ業界へも大きな影響力を持つようになった。対米へのカラーテレビ輸出量も増加し米国シェアの 30%、米国カラーテレビ輸入量のシェアに至っては 90%を占めるようになった。米国国際貿易委員会は、対日ダンピング提訴、相殺完全法など様々な訴えを行い、1977 年には「日本製カラーテレビにおける市場秩序維持協定」が締結され対米輸出台数が年間 175 万台に制限された。

③鉄鋼業における貿易摩擦 (1976 年～1978 年)

カラーテレビとほぼ同時期に、日本の鉄鋼業は急速に発展したことで、米国の鉄鋼における対日貿易赤字が膨らんだ。対日ダンピング提訴や、エスケープクローズ (輸入被害に対する救済措

置) 発動申請が相次ぐ中で、1976年に特殊鋼についての日米市場秩序維持協定が締結、1978年には一般の鉄鋼製品に関して、トリガー価格制度が導入された。

④日本車における貿易摩擦 (1979年～1981年)

石油危機後、日本製小型自動車の対米輸出が急増し、米自動車産業界は徐々に低迷していった。米国の業界団体、労働組合、議会からの圧力が高まったこともあり、1981年には日本車の対米輸出における自主規制を発表した。

⑤為替レート (1985年)

米国の日本に対する貿易赤字は年々強まる状況下、米国はドルの強さにも問題があると考え、1985年9月22日にG5蔵省・中央銀行操作会議により強調的なドル安路線を図ることで合意した。これが会議の会場となったホテルの名前にちなんだ「プラザ合意」であり、日本の「失われた30年」の起点ではないかとの見解もある。

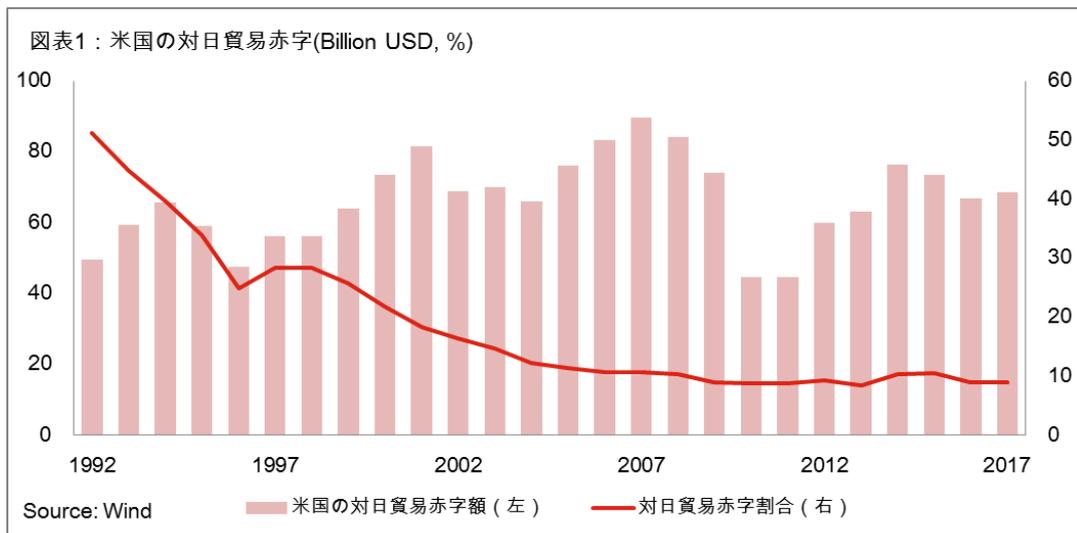
⑥半導体における貿易摩擦 (1987年～1991年)

1980年代後半になると、米国の対日半導体における貿易摩擦が拡大したことで、通商法301条に基づく制裁により、報復関税がかけられることとなった。1987年には米国の圧力で、日米半導体協定が締結した。

⑦日米構造協議 (1989年～1994年)

米国の対日貿易赤字を食い止める為に形成された「プラザ合意」であったが、その後の円高局面においても、日本企業は合理化や海外への工場移転などで高い競争力を維持したため、米国の対日貿易赤字は膨らむ一方となった。斯かる状況下、円高ドル安局面においても米国の対日赤字が膨らむ要因は「日本の市場の閉鎖性」にあるとして、米国は日本の経済構造改革と日本市場の開放を迫った。商慣習や流通構造など国の在り方や文化にまで範囲を広げての交渉は、日米構造協議が初めてであった。一連の対応により、米国の対日貿易赤字が米貿易赤字全体に占める割合は、1991年の50%前後をピークにその後下落を続け、現在は10%程度まで下落となった(図表1)。

貿易摩擦は完全に米国が有利な結果に終わり、日本固有の成長モデルはストップしたことで、その後の日本は、低成長時代を迎えることとなった。



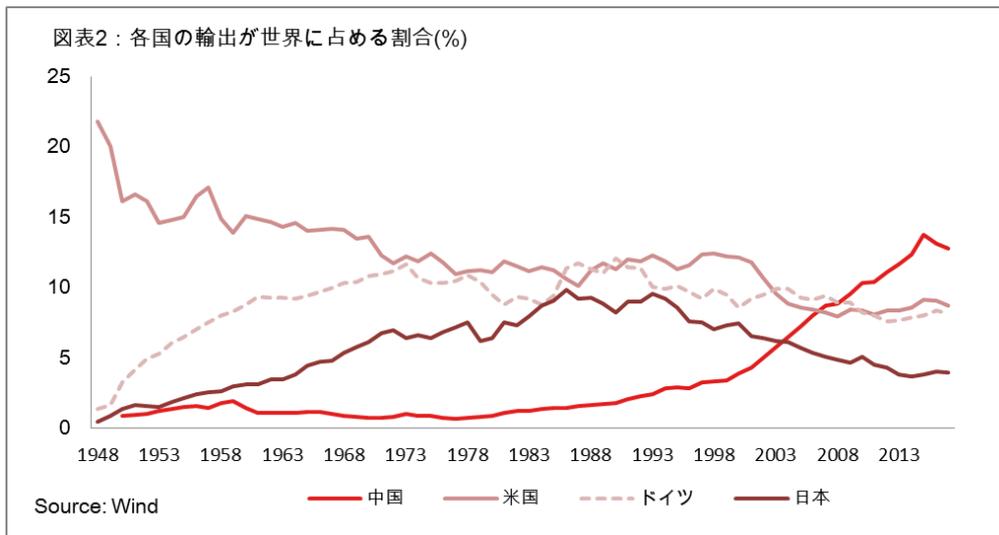
(2) 貿易摩擦の状況における日中の類似点

①輸出依存型の経済成長

現在の中国と1980年代後半の日本では、輸出が牽引する形で大幅な経済成長を遂げており、多くの類似点が見られる。

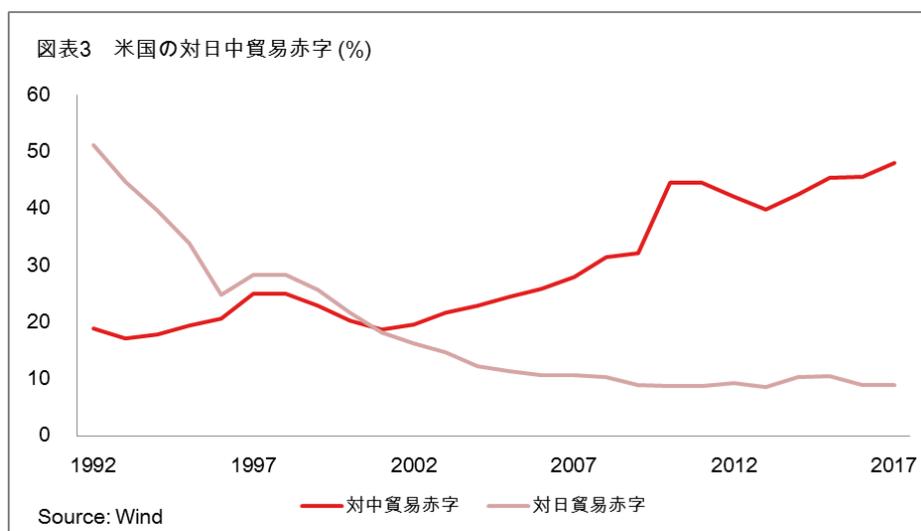
中国は2001年にWTO加盟後、非常に速いペースで輸出を伸ばし、2016年には世界の13.1%程度を占めるようになった(図表2)。これは、1980年代後半の日本の輸出が世界の10%以上を占めていたのと同様の状況である。

また輸出と同様、製造業に関しても日中共に発展著しく、中国は2016年に世界の25%のシェアを占めたが、日本も1980年代後半に世界の20%シェアを突破している。一国の輸出や製造業におけるシェアが過度に増加していくに従って、潜在的な貿易摩擦の可能性が増大していると言えよう。



②対米における貿易黒字

日中共に米国に対しての貿易黒字割合が高く、また米国の財政赤字が高い状況となっている。1980年代の米国における対日貿易赤字は貿易赤字全体の50%程度を占めており、これは現在の米中の状況と酷似している(図表3)。また米国財政赤字がGDPの1%程度となっている状況も同じであり、トランプ大統領が貿易摩擦を仕掛けた背景の一因と見られている。



③不動産バブルが高水準

日中共に GDP 対比の不動産投資水準が非常に高い点も、類似点だ。1990 年代初頭、日本の不動産バブルが弾ける寸前は、GDP 対比の不動産投資比率が 25%程度まで上昇していた。中国は現在 14%程度と当時の日本よりは低い、年々比率は上昇している。米国は不動産バブルを数多く経験しているが、2007 年頃のサブプライム時ですら、6%程度がピークと見られており如何に中国や当時の日本の水準が高かったかが読み取れる。

④国の債務残高が高水準

GDP 比の債務残高が高水準にある点も、両者が似ている状況だ。2008 年のリーマンショック後、中国の GDP 比債務残高は増加の一途を辿っており、2008 年の 142.8%の水準から 2017 年には 256.3%に達している。この水準は 1990 年代の日本の水準に近づいている。

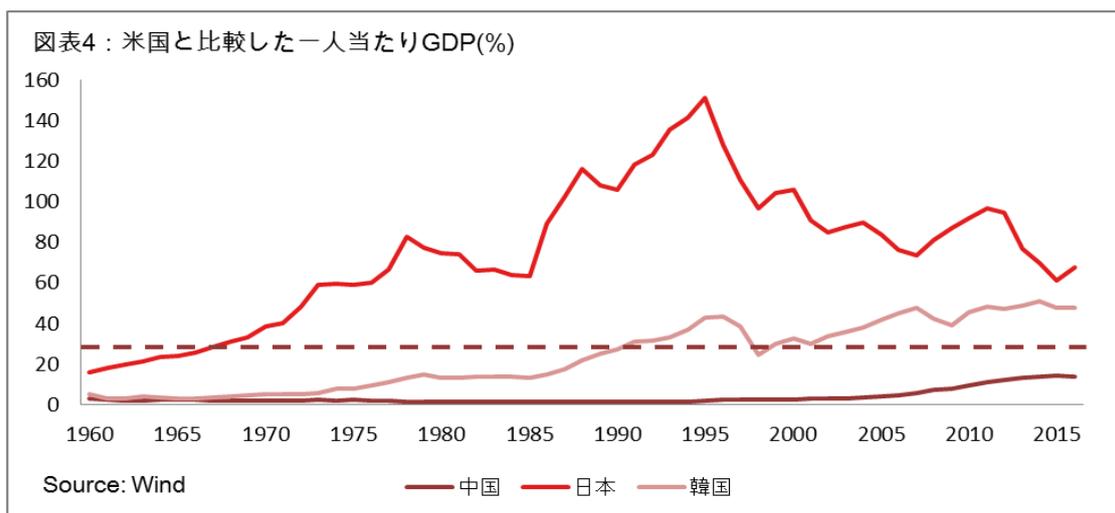
⑤普及品の製造を他国に移転

日中共に、安価な普及品の製造を他国に移転していった時期にあたる。1971 年から 1981 年にかけて日本の製造業における人材コストは 25%から 50%近辺まで上昇しており、これは 1996 年から 2016 年までに中国の同コストが 25%から 40%近辺まで上昇したのと類似している。当時の日本は、人材コストの上昇につれて安価な製品の製造を中国に移転していった経緯があるが、中国も同様の製造を東南アジア各国に移転している状況にある。中米貿易摩擦が激化すると、高い関税を避ける為に益々この傾向は強まるであろう。

(3) 貿易摩擦における日中の相違点

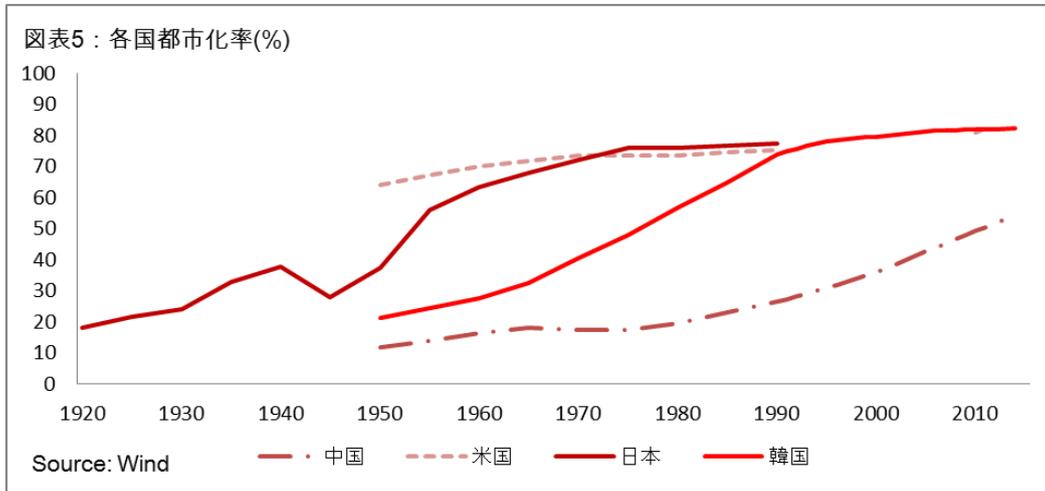
①1 人当たりの GDP

中国の一人当たり GDP は依然として低く、購買力平価勘案後の一人当たり GDP は米国の約 20%であり、日本や韓国が米国の約 50%に達していることを踏まえると非常に低い水準である (図表 4)。この状況で貿易摩擦が波及し不動産バブル崩壊やシステムティックリスクへ繋がることを、中国は相当警戒していると見られている。貿易依存型から内需拡大、とりわけ消費拡大の成長モデルに転換するためには、1 人当たりの GDP の高さが重要となる。



②都市化の状況

1980 年代に日本の都市化率は 80%を超えていたのに比べ、人口水準調整後の中国の都市化率は 55%程度であり、日本の 1950 年代の水準に近い。日本の状況を参考にすると、中国はまだ 20~30%程度は都市化の余地が残っており、都市化政策が進むにつれての消費拡大効果が期待されている (図表 5)。



③内需拡大政策

中国は当時の日本と異なり人口も格段に多く、内需拡大政策を推進している状況にある。14 億の潜在的な購買力に鑑みると、輸出に頼らずとも年 5%程度の経済成長は維持出来ると考えられている。

(4) 中国の今後の戦略

日本は日米貿易摩擦で不利な立場に追い込まれたことが、その後の長期にわたる低成長に繋がったことを中国は非常によく研究している。日本と同様の道を辿らない為に、①自国通貨の過度な上昇、②不動産バブルの誘発に関しては、特に注意してみているようだ。貿易摩擦が長期化した場合、中国は輸出モデルに依存するのではなく、14 億の人口による潜在消費力を活かして内需拡大モデルを軸に 4%~6%の成長は維持可能と考えている。今後 20 年において中国は消費におけるグローバルトップを目指していくであろう。ここでは中国の短期から中長期にわたっての動向や戦略に関して考察したい。

①短期動向

企業のグローバル化が進んでいる現在では、「貿易戦争」が及ぼす影響は非常に大きい。例えば中国の対米輸出 Top25 の企業のうち 21 の企業は中国大陸を本拠地としていない。14 企業は台湾が本拠地であり、4 企業が米国、2 企業が韓国、1 企業は香港が本拠地である。これらの企業は加工企業でもあることから、Apple 社の iPhone など米国の商品にも多大な影響を与えており、「貿易戦争」のリスクは即ちアジアや米国までも簡単に飛び火することが想定される。

中国企業は、既に川下産業を低コストな海外に移しており、「貿易戦争」の与える影響は、川中産業に大きいだろう。但し、こういった産業は米国の川下産業で多く使用されているものであり、「貿易戦争」がコスト上昇を通じて米国製品の競争力を減少させ悪循環を招くことで、米国及びグローバルの景気低迷を誘発する可能性がある。貿易摩擦が激化するにつれて、中国は米国から他国へのシフト、本拠地の移転を進めていくことが考えられる。

②中長期戦略

中国は輸出依存モデルからの脱却に向けて、現在進めている都市化の動きを加速させ、国内消費を喚起する戦略を志向している。先に述べた通り、都市化に関しては1980年代に日本の都市化率は80%を超えていたのに対し、中国はまだ55%程度と1950年代の日本の水準にある。将来を考えると、中国は都市化率において依然20~30%の伸び余地があると考えられ、消費需要を喚起し、外需依存度を減らすことを検討するであろう。

また、改革開放以来の40年間で工業化が中国の経済を牽引してきたが、国内消費は相対的に成長率が限定的であったという事実もある。中国の輸出・投資・消費の各々がG20に占める割合は1980年には1.6%・2.2%・1.4%であったが、2016年には22.0%・27.9%・10.1%となっている。都市化の成長と共に、消費の伸びは30年間で5倍に伸びるとというのが国内のコンセンサスであり、現在の計画でいくと2040年までに米国消費を追い抜く見込みである。

4. 米中貿易摩擦におけるリスク・影響

最後に、貿易摩擦が与える今後のリスクや影響に関して考察したい。

(1) 米国におけるリスク・影響

現在、中国は米国にとって最大の財の供給国である。米国が中国の代わりとなる財の供給国を見つけることは、直ぐには困難と見られ、中国からの輸入品への関税を一層引き上げていく行動は、米国内の生活コストを上昇させるリスクがあろう。

トランプ大統領は、貿易赤字を削減し、米国の雇用を守ることを宣言しており、米国のこれ迄の中国に対する一連の措置は、11月の米国での中間選挙対策の一環とも指摘されている。然し、貿易摩擦の長期化や過度な措置は、米国内インフレ率への波及ルートを通じて、将来的には、国民からの支持低下に繋がる可能性も指摘される。また、課税対象品目が中間財、最終財にコスト増加をもたらすことで、企業の設備投資、雇用、賃上げ等への影響も憂慮される。その際は、米国景気への悪影響をもたらすこととなろう。

(2) 中国におけるリスク・影響

中国にとっては、人民元安への動きが加速する場合、中国国内企業のドル建て債務の増大や、資本流出懸念が再燃するリスクに留意する必要がある。大幅且つ急速な人民元安は、海外からの中国に対する投資意欲の減退や、通貨の信認を貶めるリスクもあり、中国政府が、人民元安を急激に誘導する可能性は低いだろう。中国国内のマクロ経済環境や政策調整に基づく穏健な人民元安や価格水準は許容されようが、市場センチメントを著しく損ねる様な動きを中国当局主導で行うことは想定し難いと見る。

中国が目指す内需拡大モデルへの移行に関しても、不確実性が存在する。1993年、日本において製造業がG20に占める割合は24.3%であったが消費は13.8%と低く、米国との貿易摩擦で輸出が伸び悩んだ際に、消費がその分を補うことが出来ず、最終的には両者共に10%程度まで落ち込んだ。2016年、中国の製造業がG20に占める割合は33.3%で消費は10.1%と、当時の日本に類似した状況にある。足下、都市化の加速、減税及び社会保障の充実、医療福祉の改善などに力を入れることで内需を拡大させ、日本と同様の道を辿らないように国家改革を進めているが、個人が潜在的に抱える負債は小さくない中で、果たして本当に需要が喚起されるのか？と疑問視する見方も存在する。中国が消費大国になれるか否かは米国との貿易摩擦を乗り越えられるかということに加えて、中国のグローバルな地位にも関係してこよう。

加えて、米国との貿易摩擦により、中長期的な経済成長の見通しへの不透明感が高まるリスクが生じ得る。金融、ハイテク分野等における海外からの投資制限を緩和し、輸入品に対する関税を引

下げ、国内の消費・投資環境を高めることで、需要を促進し、経済を下支えする必要が指摘されている。国内過剰債務への対策（デレバレッジ）を継続しつつも、今後、米中貿易摩擦による中国国内経済の減退リスクを緩和するために、PBOC は預金準備率（RRR）引下げ等の金融政策調整を更に講じるなどが予想されるだろう。

(3) グローバルにおけるリスク・影響

世界経済全体では、米中貿易摩擦により、国際貿易量の減少が懸念される。輸出依存度の高い国への悪影響が世界景気後退を誘発し、更には投資家のリスクセンチメントを低下させるといった負のスパイラルの発生が懸念される。

中国は他の加盟国と協調し、世界貿易機関（WTO）を通して、米国の関税措置について解決策を探る動きを強めよう。早速、7月3日、中国、日本、EU など 40 超の国・地域が、WTO 会合で、米国が導入を検討する自動車・部品輸入追加関税に懸念を表明した。WTO を通じた調整が難航する場合、各国は関税引き上げ合戦に突入し、最終的には勝者のいない世界同時不況に陥る最悪シナリオには、留意が必要であろう。

(2018 年 7 月 13 日)

以 上

(連絡先) MUFGバンク (中国) 中国金融市場部

E-mail : kazuya_kuribayashi@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2948

huang_lei_ming@cn.mufg.jp

satoru_shimizu@cn.mufg.jp



スペシャリストの目

税務会計：中国、自動車完成車および部品の輸入関税率を大幅引き下げ

KPMG中国
税務パートナー
平澤尚子

背景

国务院関税税則委員会は 2018 年 5 月 22 日に「自動車完成車および部品の輸入関税引き下げに関する公告」(税委会公告〔2018〕3号)を公布した。同公告によると、2018 年 7 月 1 日より、現行税率が 25%の 135 品目、現行税率が 20%の 4 品目の自動車完成車の税率をそれぞれ 15%に引き下げる。また、自動車部品について、現行税率 8%、10%、15%、20%の計 79 品目の税率を一律 6%に引き下げる。なお、対象品目および適用税率の一覧は下記のとおりである。

品目分類	品目情報	8 桁 HS コード 品目数	現行の最 恵国待遇 税率	関税引き下げ後 の最恵国待遇 税率
自動車 完成車	品目 87.04：車両総重量が 5 トンを超える貨物輸送自動車	4	20%	15%
	品目 87.02、87.03：乗用車、各種有人自動車 品目 87.04：車両総重量が 5 トン以下の貨物輸送自動車、その他の貨物輸送自動車	135	25%	
自動車 部品	品目 87.06：非交通道路の貨物輸送用ダンプカーのシャシー	1	8%	6%
	品目 87.06：貨車、その他自動車のシャシー 品目 87.07：自動車車体 品目 87.08：多種の自動車部品および付属品	70	10%	
	品目 87.08：大型乗用車用非ドライブアクセルおよび同部品、一部の特殊自動車部品および付属品	2	15%	
	品目 87.06：大型乗用車、トラッククレーンのシャシー	2	20%	
	品目 87.08：大型乗用車、軽量貨車用フレームまたはその他の部品	4	25%	
合計		218		

今回の関税率の引き下げによって、中国の自動車完成車と部品の最恵国待遇税率の平均値はそれぞれ 13.8%と 6%となる。今回の輸入関税率の引き下げは自動車産業および裾野産業に大きく影響していくと考えられる。

筆者の所見

今回の輸入関税の引き下げがどのように自動車業務に関わる企業に直接的、間接的に影響を与えるかを以下にまとめる。

まず、自動車の輸入および製造を手掛けている自動車完成車メーカーおよび部品メーカーに与えられると考えられる直接的な影響は下記のとおりである。なお、次に掲げるサプライヤー、ディーラーおよびアフターマーケット事業者の定義については、「自動車販売管理弁法」(商務部令 2017 年第 1 号)の定義による。

●サプライヤー (自動車完成車の輸入業者)

輸入関税率の引き下げは、関税コストを低下させるだけでなく、輸入段階の消費税も相応に減少させる。したがって、今回の輸入関税率の引き下げは、自動車完成車の輸入業者にとって朗報である。また、課税基礎の減少に伴って輸入段階の増値税も低下するため、自動車完成車の輸入業者のキャッシュ・フローが増加する。しかし、仕入税となる輸入段階の増値税の減少は、付加税の税基準額を微増させる可能性がある。自動車部品の輸入業者にも同様の状況が予想される。

●サプライヤー (自動車完成車メーカー)

今回の税率引き下げにより、生産に使用する各種部品および CKD 部品 (自動車の海外現地工場用の部品) の輸入関税コストを減少させ、さらに製造原価も削減できる。そのため、自動車完成車メーカーは部品輸入の調達拡大を検討する可能性がある。

●自動車部品メーカー

自動車部品の輸入関税の低減により、中国国内の自動車関連部品メーカーの価格優位性が弱まる可能性がある。したがって、川下の自動車メーカーの価格交渉力に不利になる可能性が考えられる。

●自動車ディーラーおよびアフターマーケット事業者 (4S 店など)

消費者と直接対応する自動車ディーラーおよび無償修理・補修業者にとって、輸入自動車および部品コストの減少によるメリットは最終販売価格の下振れリスクと併存する。

●自動車並行輸入業者

近年、並行輸入が新たなビジネスモデルとして急速に拡大している。今回の税率引き下げは自動車並行輸入の市場競争力にマイナスの影響を与える可能性がある。しかし、輸入修理・補修用部品のコスト削減により、一定の利益も享受できる。

次に、自動車産業に与えられると考えられる間接的な影響をまとめる。

自動車完成車および部品の輸入関税率の引き下げは、輸入コストに直接影響するだけでなく、自動車メーカーの価格設定およびサプライチェーンのマネジメントにも多大な影響を及ぼすことが予想される。

- ・輸入コストの削減は、企業の経営コストに影響を与える。さらに、多国籍自動車企業間における移転価格政策の策定、見直しを行う必要がある。近年、中国税関は多国籍業企業の移転価格税制に高い関心を寄せている。自動車および部品の輸入に携わる企業は、輸入コストを減少させ、利益を増加させることができる可能性がある。その一方で、関連者間の自動車完成車および部品輸入に関わる取引価格において、税関の質疑を招く可能性も増している。

- ・輸入関税率の引き下げは多国籍企業のクロスボーダーサプライチェーンの最適化の取組みにも影響する。したがって、部品調達、各関連者の機能リスクのマネジメントおよび製品販売などに対して適時な対応と調整が必要とされる。

なお、自動車のコストおよび販売価格の大きな変動は必ずその他の自動車事業分野にも影響を及ぼす。例えば、自動車金融会社にとって、融資の規模、費用および自動車ローンの方針などを適時に調整する必要がある。新エネルギー車メーカーにとって、部品の調達コストを適時に評価し、研究開発の成果物の実用化を加速させ、従来型の自動車メーカーとの競争および提携関係を結ぶ必要がある。

筆者の提案

今回の自動車完成車および部品に対する関税率の引き下げによる影響に対応するため、関連する企業は下記の側面（下記を含むがその限りではない）から、税関実務上の影響および商機を全面的に評価・実施することを提案する。

- ・輸入申告時点で税関の要求を満たし、かつ7月1日施行の減税措置を適用するために、輸入に関する物流業務を適時・適切に準備する必要がある。
- ・移転価格政策および実施状況を見直し、関税の価格評価の視点から輸入する自動車完成車および部品の課税価格の合理性を事前に分析する。
- ・輸入商品のHSコードを整理し、影響する可能性のある輸入貨物に対し定量分析を行い、HSコードの正確性および一貫性を評価することにより、減税措置のメリットを最大限に活用する。
- ・現行の貿易モデルを見直し、プランニングする。例えば、加工貿易に従事する自動車もしくは部品メーカーに対し、保税貨物の管理コストが比較的高いため、関税率が大幅に引き下げられる場合、改めて保税貿易のメリットとデメリットを分析する。
- ・原産地特惠関税率を適用する場合、原産地認定のコンプライアンスを確保するため、自動車完成車および部品の原産地判別法およびその結果を再評価する。
- ・関税価格評価、無償修理に関するコストおよび非貿易項目の海外送金（ロイヤリティを含む）に関して、既に質疑もしくは配分調整を受ける、または既に受けている自動車企業に対し、今回の関税率引き下げが各質疑および配分結果に与える影響を再評価する。また、税関査察部門、関税管理部門、課税価格評価部門などと適時にコミュニケーションを取る。

(2018年6月28日執筆)

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路1266号恒隆广场第二期26F

Tel : +86-21-2212-3098 E-mail : naoko.hirasawa@kpmg.com



法務: 法的視点からみた中国での企業移転における環境保護問題 ——化学工業企業の例を中心に

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

近年、中国では環境保護に対する注目度が日増しに高まりつつある。環境立法、環境関連政策及び環境行政法執行における監督管理は強化の一途を辿っており¹、特に化学工業等の汚染が発生しやすい企業に対する監督管理は着実に厳しくなっている。また、中国ではここ数年急速に都市化が進み、都市の人口密集地においては、安全・衛生を保護するための化学品製造企業間の距離が十分でなかったことなどにより、危険化学品関連の事故がしばしば発生していた。これらを背景に、化学工業企業が是正、移転ひいては操業停止を命じられる状況がますます増加の傾向にある。

化学工業企業の移転は経済・法律など一連の問題に関わるものであるが、そのうち、環境保護に関する法的問題は化学工業企業が特に注目すべき重要な問題であるといえる。そこで、本稿では近時における化学工業企業の移転に関する政策を紹介するほか、企業の移転にかかる環境保護についての法的問題を考察するものとした。

II 化学工業企業の移転に関する政策の方向性

冒頭にも触れたように、急速な都市化への対応、都市人口密集地の安全向上、環境リスクの低減、危険化学品に関わる重大事故の効果的な防止などを目的として、また、伝統的な化学工業企業の構造転換と高度化を促進するため、近時、化学工業企業の「退城入園（都市から離れ化学工業団地（化工園區）へ移転すること）」を推進する一連の政策が公布された。

まず、2017年8月、国務院弁公庁は、「都市人口密集地の危険化学品製造企業の移転・改造の推進に関する国務院弁公庁の指導意見」（以下、「指導意見」という）を公布し、危険化学品製造企業の移転・改造に関する全体目標を打ち出した。すなわち、2025年までに都市人口密集地の安全・衛生保護距離に関する要求に適合しない既存の危険化学品製造企業は、その地で改造を図り目標を達成するか、規範化された化学工業園區に移転するか、若しくは廃業し撤退しなければならないとした。そのうち、中小企業及び重大な潜在的リスクのある大企業については、2018年末までに移転・改造を開始し、2020年末までに完了するものとされ、その他の大企業などについては2020年末までに移転・改造を開始し、2025年末までに完了するものとされた。

また、国レベルの化学工業企業移転政策を確実に実行するため、各地方においても対応する実施方案などが公布され、化学工業界の移転・改造及び構造転換と発展を深化、推進するとされた。例えば、江蘇省では2016年10月に「江蘇省政府の全省における化学工業界の構造転換と発展の深化、推進に関する実施意見」が、河北省では2017年8月に「全省都市人口密集地の危険化学品生産企業の移転・改造作業の推進に関する実施方案」が公布されている。最近では、山東、山西、広東、湖南など25の省都が現地の化学工業企業の移転完了に向けたタイムスケジュールを公表しており、そ

¹ 詳しくは、拙稿「新たな環境監督管理下における企業の環境保護コンプライアンス業務の高度化」([BTMU 中国月報 2017年8月号](#))を参照。

れに従い、これらの省では、遅くとも2020年末までに都市人口密集地において危険化学品の製造、保管を行う企業の移転、生産製品の変更又は閉鎖を完了するとしている。

上述政策の方向性からすると、都市人口密集地の化学工業企業が移転・改造又は操業停止を求められるのは、既に大勢の赴くところとなっており、化学工業企業は、今後「退城入園」という問題に直面することになると思われる。

Ⅲ 化学工業企業の転出に伴い直面する環境関連の法律問題

1. 土壌汚染の調査・評価及び回復

旧環境保護部²が2014年に公布した「工業企業の操業停止、移転及び移転前所在地の再開発利用の過程における汚染防止作業の強化に関する通知」(環発[2014]66号。2014年5月14日公布・施行。以下、「2014年通知」という)によると、操業停止や移転を行う工業企業は、専門機関に委託して移転前所在地の環境調査及びリスク評価を実施しなければならず、その結果、土地の汚染が認定された場合には、処理、回復のための方案を作成し、かつ処理、回復の責任を負わなければならない。

国務院が公布した「土壌汚染防止行動計画」(国発[2016]31号。2016年5月28日公布・施行)、及び旧環境保護部が公布した「汚染土地土壌環境管理弁法」(2016年12月31日公布、2017年7月1日施行。以下、「管理弁法」という)によると、中国の土壌汚染及びその回復に関しては、「汚染した者が処理する」との原則がとられており、土壌汚染を発生させた組織又は個人は、処理及び回復の主体としての責任を負うとされている。また、「管理弁法」は、土地使用権者は、汚染の疑いがある土地及び汚染された土地について土壌環境状態の調査、リスク評価を実施しなければならず、用途を住居用地や商業、学校、医療、老人介護機構などの公共施設用地に変更する予定の汚染土地について処理及び回復の責任を負うとしている。

また、「土壌汚染防止法(草案)(第二回審議稿)」(2017年12月29日公布)³では、「汚染した者が処理する」との原則を維持しつつ、土壌汚染重点監督管理企業リストの作成及びそれら企業が履行すべき義務(草案19条)などを明確に定めている。当該草案においては、企業が施設、設備又は建築物、構築物を解体する際には相応の土壌汚染防止処理措置を講じる義務が定められ、特に土壌汚染重点監督管理企業の場合には、緊急対応措置を含む土壌汚染防止処理案の策定のほか、政府環境保護部門及び工業情報化部門への届出も必要とされている(草案20条)。さらに、土壌汚染重点監督管理企業の生産経営用地に関しては、用途変更や土地使用権の回収、譲渡、終了の前に、土地使用権者が土壌及び地下水の汚染状況に関する調査を行ったうえ、土地登記文書に記載するために調査結果を国土資源主管部門へ報告するとともに、環境保護、都市計画主管部門への届出を行わなければならない(草案53条)。

したがって、移転を迫られた化学工業企業は、移転前所在地の調査・評価作業を重視し、移転を滞りなく実現するため可及的速やかに移転前所在地の土壌汚染についての調査・評価及び回復作業を実施しなければならないと解される。

² 2018年3月、第13期全国人民代表大会第1回会議で採択された国務院機構改革方案に基づき、生態環境部が新たに設置され、旧環境保護部は廃止されることとなった。

³ 同法は、既に全国人民代表大会常務委員会で2回目の審議を終了しており、2018年内に正式に公布される見込みである。

2. 時代遅れの生産能力、生産設備の淘汰

国が化学工業企業の移転を推し進める目的は、都市人口密集地の安全性を向上させ、環境リスクを低減するためのみならず、石油化学工業産業の構造転換と高度化を促進するためでもある。「指導意見」においても、国は化学工業企業が移転と同時に技術の革新及び再編を推進し、時代遅れの生産能力、生産設備を淘汰し、企業の生産設備技術レベルを向上させることを支持する旨を明確に打ち出しており、移転企業の国から淘汰を命じられた製法又は設備の使用を厳格に禁じている。したがって、化学工業企業としては、移転によって技術、管理などの面で改造を図り、時代遅れの生産能力、生産設備を速やかに淘汰することに注力し、企業の構造転換と高度化という目標を達成する必要があるといえる。この構造転換に際しては、新たな技術の輸出入・許諾、技術関連契約の締結、生産設備の購入（特に輸出入）にかかる税関からの監督管理、及び企業の構造転換・組織再編に伴う人員整理・研修養成などの面に密接に関わることとなるため、一連の法律上の問題が新たに生じることにも留意されたい。

3. 固体廃棄物及び危険廃棄物の処理

「2014年通知」及び「指導意見」は、企業に対し、移転前に危険化学品の廃棄、残留汚染物の除去及び安全な処理方を策定し、移転前所在地に残留する、並びに操業停止や移転の過程において生じた有毒有害物質、危険廃棄物及び一般工業固体廃棄物について、確実に効果のある措置を講じて処理、処分することを求めている。

企業は、危険廃棄物について、危険廃棄物取扱許可証を有する専門業者に委託して安全に処理するとともに、危険廃棄物の移転伝票制度を実施しなければならない。一般工業固体廃棄物については国の関連環境保護基準に従って処分方を策定し、危険特性を直接判定できない固体廃棄物については「危険廃棄物鑑別基準」の関連要求に従って鑑別を行わなければならない。なお、実務上、危険廃棄物取扱の専門業者の不当な処理行為により、環境汚染が生じた場合、この専門業者を選定した企業に対しても、環境主管部門により注目され、監督管理の重点対象とされるケースもある点にも注意が必要である。企業としては、危険廃棄物取扱許可証を有し、法に従って関連処理を行う専門業者を選択することが重要である。

IV 化学工業企業の転入に伴い直面する環境関連の法律問題

1. 化学工業園區の環境に関する法的リスクについての調査・評価

化学工業企業の移転に際しては、まず企業の転出作業、次に化学工業園區への転入作業を滞りなく行う必要がある。企業は、化学工業園區への転入後に直面しうる環境に関する法的リスクを低減するため、事前にそれらのリスクの調査・評価を行わなければならない。具体的な注意点は、次のとおりである。

- (1) 化学工業園區は、工業園區の一種として国又は地方の全体計画の要求に適合しなければならない。また、「産業園區計画環境影響評価の関連業務の強化に関する通知」(環発[2011]14号。2011年2月9日公布、同年3月1日施行)に基づき、化学工業園區を含む産業園區は新設、改造、高度化の際に環境影響評価報告書を作成しなければならない。政府の計画環境影響評価に関する認可を取得した後に、初めてその他企業の転入を受け入れることができる。
- (2) 化学工業企業は、用地選定、化学工業園區の選択に際し、候補となる園區が誘致する企業類型とその数を把握する必要がある。それにより、自社の状況に照らして園區への転入条件に合致しているか否かを確定できるほか、園區内において隣接する企業が将来の運営で生み出す主な汚染物と生じうる潜在的な影響について一定程度予測することができ、化学工業企業

にとってもプラスとなる。

- (3) 化学工業企業は、化学工業園区及び周辺地域の大气汚染物質（窒素酸化物、二酸化硫黄など）、水質汚染物質（化学的酸素要求量、アンモニア性窒素など）及び重金属などの環境容量⁴について把握する必要がある。企業は化学工業園区の環境容量に応じて、まず、自社が関連プロジェクトについて環境影響評価に関する認可及び汚染物排出許可を取得しうるか否か、次に、将来的に改築、拡張の余地があるか否かを予測することが考えられる。
- (4) 化学工業企業は、発生した汚水及び危険廃棄物を近場で遅滞なく処理できるよう、化学工業園区内において汚水集中処理場及び危険廃棄物集中処分場の有効利用手続を行う必要がある。

2. 現地政府関連部門又は関係機構との投資契約の締結

一般的に、現地政府は条件に適合する企業の工業園区への転入を奨励するため、転入企業との間において投資契約を締結し、転入企業に対し、税金、資金及び土地使用権の取得などの面において優遇政策を付与することを約定することが多いようである。これらの優遇政策のほか、化学工業企業は政府関連部門又は関係機構と締結した投資契約を十分に活用して、自社の園区内での運営について利益保障を得られるよう働きかけることが望まれる。例えば、企業の園区内での運営に必要なあらゆる建設プロジェクトについて、法による環境影響評価に関する認可の取得を政府関連部門又は関係機構が確保することを協議により約定することが考えられる。また、企業が園区に転入した後の汚水処理、危険廃棄物の処分や、大気汚染、水質汚染又は土壌汚染が基準越えとなるなどの事件が発生した場合における企業と政府の責任分担などの問題についても、化学工業企業が現地政府関連部門又は関係機構と投資契約を締結する際に協議、約定し、明確にしておくべき事項といえる。

3. 化学工業企業の転入にかかる準備作業

企業移転の確定後、化学工業企業はさらに次の準備作業を行う必要がある。

(1) 安全距離の試算

「指導意見」によると、移転が必要な企業の多くは都市人口密集地における安全・衛生保護距離に適合しない危険化学品の生産企業である。それら企業は「退城入園」によって、都市人口密集地の安全距離に適合しないという問題を解消できることとなるが、これは決して化学工業園区への転入後は安全距離の問題に注意する必要はない、という意味ではなく、企業は工業園区への転入前と同様に、安全距離を試算し、転入先の工業園区周辺の安全・衛生保護距離が侵害・圧縮されないよう確保しなければならない。

(2) 環境影響評価

化学工業企業としては、移転に関するプロジェクト全体であれ、化学工業園区への転入後におけるその他の建設プロジェクトであれ、いずれの場合も事前に環境影響評価を実施し、認可を取得しなければならない。具体的にいうと、化学工業企業は、事前に環境影響評価機関を選択し、建設プロジェクトの環境に対する影響の程度に従い、環境影響評価報告書（または環境影響評価報告表）を作成する必要がある。また、環境影響評価法（2016年7月2日改正、同年9月1日施行）21条に基づき、環境に重大な影響を及ぼす可能性があり、環境影響評価報告書の作成が必要となる建設プロジェクトについては、関連情報を公開し、公衆の意見を聴取しなければならない、かつ、環境影響評価報告書に公衆の意見を採用又は不採用とすることについての説明を記載しな

⁴ 「環境容量」とは、ある環境の地域における、人類の活動によってもたらされる影響の最大許容量をいい、大気、水、土壌、動植物などには全て浄化可能な限度がある。環境汚染に関していえば、汚染物質の存在する量が最大許容量を上回ると、その環境の生態バランスや正常な機能が損壊されることとなる。

なければならない。

(3) 汚染排出許可

企業の移転の過程において、又は化学工業園区への転入後に新たな種類の汚染物質を排出することになった場合、又は汚染物の排出濃度や総量が汚染物排出許可証の規定を上回るようになった場合には、化学工業企業は、改めて汚染物排出許可証の申請を行い、許可を取得しなければならない。

(4) 危険廃棄物取扱許可

化学工業企業の移転過程において、企業自らが危険廃棄物の収集、保管及び処分に関与する場合には、「危険廃棄物取扱許可証管理弁法（2004年5月30日公布、2016年2月6日改正）」に定める申請条件（技術、専門人員、専門設備など）を満たしたうえで、危険廃棄物取扱許可証及び関連資質を申請することができる。ただし、実務上、法令所定の各申請条件を満たし、同許可証を取得することはさほど容易ではない。よって、これらの許可証及び関連資質を取得できない場合には、移転過程において生じる危険廃棄物の収集、保管及び処分を企業自ら行うことはできず、前文Ⅲにおける3の記述のとおり、危険廃棄物取扱許可証を有する専門業者に委託しなければならない。

V 終わりに

環境保護への取り組みの一層の強化、急激に進む都市化などを背景に、中国の環境保護政策も徐々に厳格化されるものと思われる。都市人口密集地の化学工業企業にとってみれば、「退城入園」の拡大は今後の趨勢といえるであろう。こうした状況において、化学工業企業は国の政策にしっかりと歩調を合わせ、自社の状況を踏まえて、長期的な視点に立って、十分に注意しながら積極的に改造・移転を進めなければならない。そうすることによってのみ、化学工業企業の発展の道が切り開けるといえるだろう。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・上海・青島・済南・蘇州・杭州・成都・広州・深圳・三亜・南京・香港・東京・シンガポール・ロンドン・マドリッド・フランクフルト・ブリュッセル・ミラノ・ドバイ・シドニー・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・ニューヨーク・シリコンバレー



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2018 年 7 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。